

放課後等デイサービス
に係る報酬・基準について
《論点等》

放課後等デイサービスの概要

○対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○主な人員配置

- 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
※ うち半数以上は児童指導員又は保育士
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○報酬単価(令和元年10月～)

■基本報酬

■ 授業終了後(利用定員及び受入児童の状態等に応じた単位を設定)

- ・ 区分1(主として指標該当児) 326～660単位
- ・ 区分2(主として指標該当児以外) 299～612単位
- ・ 重症心身障害児 685～1,754単位

■ 休業日(利用定員及び受入児童の状態等に応じた単位を設定)

- ・ 区分1(主として指標該当児) 412～792単位
- ・ 区分2(主として指標該当児) 376～730単位
- ・ 重症心身障害児 809～2,036単位

■主な加算

児童指導員等加配加算(I, II)

→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算

(施設報酬区分, 利用定員, 提供児童等に応じた単位を設定)

- ・ 理学療法士等 84～418単位
- ・ 児童指導員等 62～309単位
- ・ その他従業者(資格要件なし) 36～182単位

看護職員加配加算(I～III)

→ 医療的ケアを要する児童を一定以上受け入れている事業所が、基準人員に加え、看護職員を加配した場合に加算

(利用定員, 加配人数に応じた単位を設定)

- ・ 重症心身障害児以外 80～600単位
- ・ 重症心身障害児 133～800単位

○事業所数

14,809 (国保連令和 2年 4月実績)

○利用者数

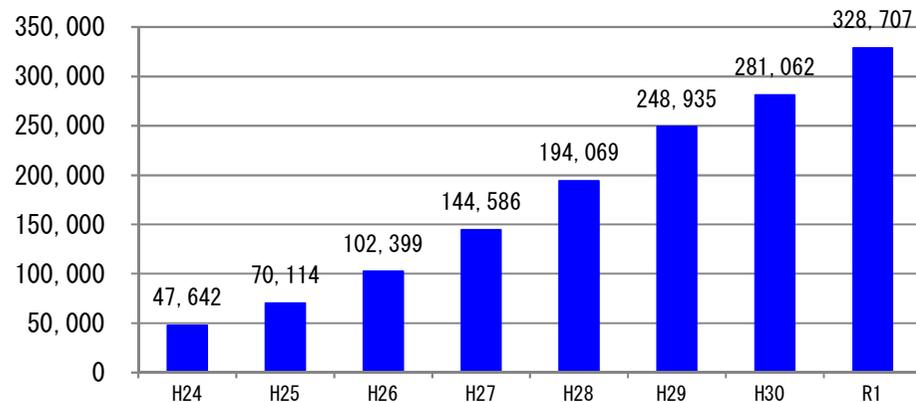
228,220 (国保連令和 2年 4月実績)¹

放課後等デイサービスの現状

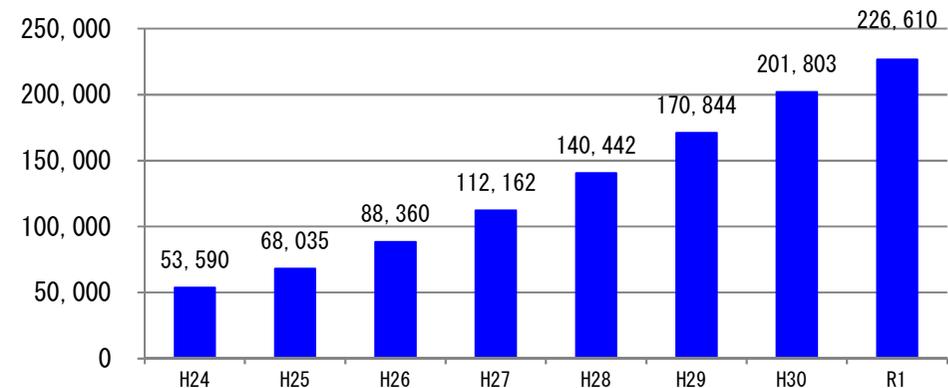
【放課後等デイサービスの現状】

- 令和元年度の費用額は約3,287億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の12.0%、障害児支援全体の総費用額の68.4%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも大幅な増加を続けている(平成24年度から令和元年度の総費用額の伸びは、児童発達支援が3.1倍に対して放課後等デイサービスは6.9倍)。

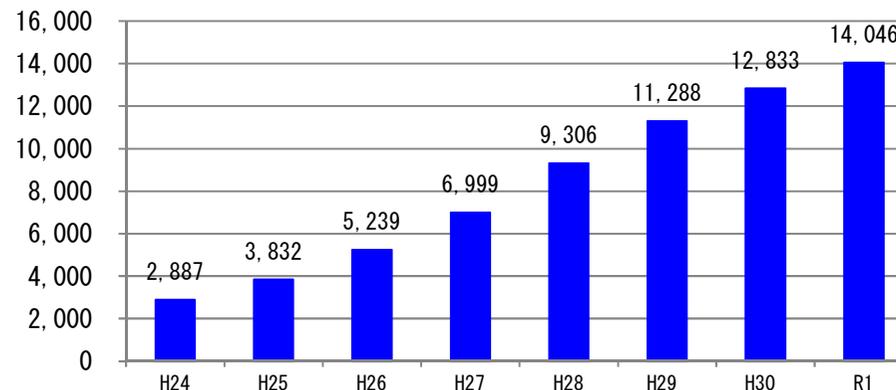
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

関係団体ヒアリングにおける主な意見

○放課後等デイサービス

No	意見等の内容	団体名
1	○子どもの発達保障にふさわしい支援を提供している放課後等デイサービスの支援体制の充実を。	きょうされん
2	○生活困窮家庭や不登校の障害児に対し、外出支援や自宅内での支援を手厚くするなど個別支援計画に記載された内容を実施した場合の報酬評価の見直しが必要。その財源を確保するために、障害が軽度の児童を対象とした放課後等デイサービスに対する報酬の見直しを検討してはどうか。	全国地域生活支援ネットワーク
3	○事業所を児童発達支援と同様に「センター型」、「一般型」に、職員配置や地域支援機能などに応じて 区分設定が必要。	全国児童発達支援協議会
4	○要保護又は要支援児童など特別な支援を必要とする児童の受け入れには「加算」での評価が必要。	全国児童発達支援協議会
5	○家族支援加算として、事業所内相談支援・家庭連携加算・訪問支援特別加算を合わせて、回数を月5回200単位/回とすべき。ただし、事業所内相談支援に関しては、個人相談だけではなく、グループカウンセリングやペアレントトレーニング等の相談形態を加え1回150単位としてはどうか。公認心理師によるカウンセリング等の家族支援に関しては、更に加算して10単位プラスが必要。	全国児童発達支援協議会
6	○現状の送迎加算を維持することが必要。さらに、送迎加算の地域別単価もしくは一定距離以上での加算単価の導入が必要。	全国児童発達支援協議会
7	○障害児に限定している放課後等デイサービスは、利用者のインクルーシブ化に移行する。	DPI日本会議
8	○今回の新型コロナに伴う学校休業では、放デイが保護者の就労を支援する位置づけであることが強調された。この点については実態を踏まえた柔軟な対応であったと評価するが、本来であれば放デイは児童の発達支援を主眼として、予定的計画的に利用すべきもの（子どもの都合）であり、就労を含む保護者の支援（親の都合）は日中一時支援事業で対応すべきものと整理されてきた経過がある。今回の新型コロナへの対応を契機として、放デイの位置付けや日中一時支援との役割分担などについて整理し、必要に応じて新たに「保護者就労支援型」の類型を設けた上で、基本報酬を以前の児童デイサービス（Ⅱ型）程度とすることを提案する。	全国手をつなぐ育成会連合会
9	○放課後等デイサービスについて、定員規模が大きいところの単価を上げていただきたい。自閉スペクトラム症児の場合には重度としていただきたい。規模で区分をつけるのではなく、利用児童ひとりひとりの区分単価が望ましい。	日本自閉症協会

放課後等デイサービスに係る報酬・基準について

放課後等デイサービスに係る論点

- 論点1 放課後等デイサービスの体系(基準と報酬区分)の見直し
- 論点2 放課後等デイサービスの対象拡大
- 論点3 放課後等デイサービスの提供時間等に合わせた報酬単価の設定
- 論点4 放課後等デイサービスの送迎加算

【論点1】 放課後等デイサービスの体系(基準と報酬区分)の見直し

現状・課題

○ 放課後等デイサービスの基本報酬は、平成30年度報酬改定において、受け入れる障害児の状態及び割合に応じた事業所を区分1・区分2に分け、さらにこれらとは別に、重症心身障害児を受け入れる場合に適用する基本報酬を設定した。

その上で、それぞれに対して、サービス提供時間に応じた区分(3時間以上、3時間未満)、学校休業日の報酬を算定している。

・区分1 : 以下のいずれかの障害児の割合が50%以上の事業所

- ① 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする者
- ② 指標該当児の判定項目(P9)の合計が13点以上の者

・区分2 : 区分1以外の事業所

○ 事業所ごとの区分になっているため、区分2の事業所については、障害が重い児童を受け入れた場合や障害が軽度であっても行動障害を持つなど対応が困難な児童を受け入れた場合でも、50%以上に達しない限り、基本報酬上評価されない。

また、支援の結果として子どもが発達するほど、指標該当児に適合しなくなり事業所の区分・報酬が下がりがねないという矛盾があるという指摘もある。

さらに、市町村により指標該当児の判定に差があり公平性に欠けるという指摘もある。

○ 令和元年障害福祉サービス等経営概況調査結果では、平成30年度決算における収支差率は11%となっている。一方、質のバラツキが大きいという指摘もある。

論 点

- 支援の必要性が適切に評価される報酬の在り方についてどのように考えるのか。
- その際、平成30年度報酬改定及び経営実態調査の結果を踏まえつつ、質の向上を図るための方策も検討していく必要があるのではないか。

検討の方向性

- 現在の事業所ごとの区分1・2の体系を廃止し、共通的な基本報酬を土台に、ケアニーズの高い障害児を受け入れた際の加算を充実させ、更に支援に必要な人員配置について加算で評価していく方向としてはどうか。
 - また、定員区分ごとの報酬単価について、経営実態調査の結果を踏まえつつ、見直しを検討してはどうか。
 - 放課後等デイサービスの従業者の基準について、専門性及び質の向上に向けて、一定期間の経過措置を設けた上で、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみを引き上げてはどうか。
- ※ 上記の報酬改定における対応と併せ、質の向上を図るためのガイドラインの改定や、総量規制に実効性を持たせるための方策について実施状況等を把握したうえで、研究を進めることも検討。

利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

1. 基本報酬の見直し

- 現有一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。
- この他、経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、基本報酬について一定の適正化を図る。

[現行の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 473単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位）
- (2) 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 611単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位）



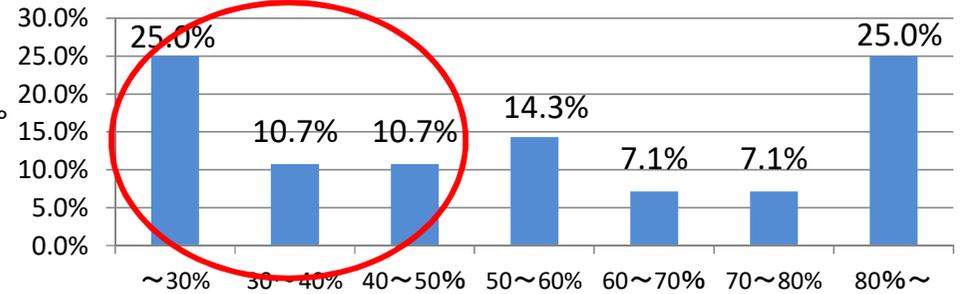
[見直し後の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合
- (2) 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合

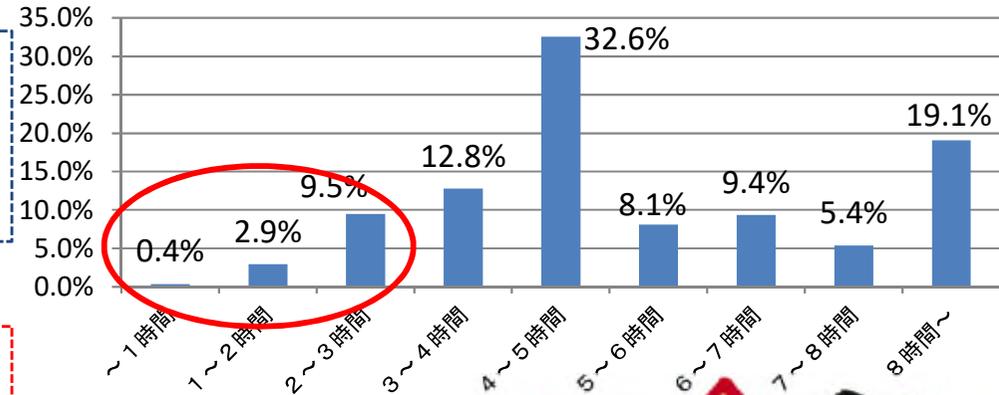
	指標該当	それ以外	
(1) 授業の終了後に行う場合 ・利用定員が10人以下の場合	通常時間	656単位	609単位
	短時間	645単位	596単位
(2) 休業日に行う場合 ・利用定員が10人以下の場合	区分	787単位	726単位

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組み込み

各事業所で中重度の障害児が利用者に占める割合



各事業所における1日のサービス提供時間（平日）



2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。
- 関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。
- 保育・教育等移行支援加算の創設：子ども子育て施策等への移行支援を行った場合に評価する。

155単位/日×2名分
1年に1回 → 1月に1回
500単位/回 等

現行の放課後等デイサービスの人員配置

		放課後等デイサービス事業所 (主として重症心身障害児を通わせる事業所以外)
人員基準	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）
	従業者	児童発達支援管理責任者 1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
		<p>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上は常勤 ・ 合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 <ol style="list-style-type: none"> 1) 障害児の数が10人まで 2人以上 2) 10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・ 機能訓練担当職員の数を含めることができる ・ 上記の人数のうち半数以上は児童指導員又は保育士
	<p>機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合に置く</p> <p>※機能訓練担当職員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員等とされている</p>	

※障害福祉サービス経験者： 2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの

指標該当児判定要件

指標該当児は、下記①と②のいずれかに該当する障害児をいう。

①「食事」「排せつ」「入浴」「移動」のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児

②区分別表におけるスコアが13点以上の障害児

項目	0点			1点		2点	
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特定の者	会話以外の方法	独自の方法	コミュニケーションできない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
異食行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
多動・行動停止	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
不安定な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
自らを傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
他人を傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
不適切な行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
突発的な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
過食・反すう等	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
てんかん	年1回以上			月に1回以上		週1回以上	
そううつ状態	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
反復的行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
対人面の不安緊張、集団への不適応	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
読み書き	支援が不要			部分的な支援が必要		全面的な支援が必要	

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合(ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。)

(1) 区分1の1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 660単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 443単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 333単位

(2) 区分1の2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 649単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 433単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 326単位

(3) 区分2の1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 612単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 407単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 306単位

(4) 区分2の2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 599単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 398単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 299単位

ロ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合(ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。)

(1) 区分1

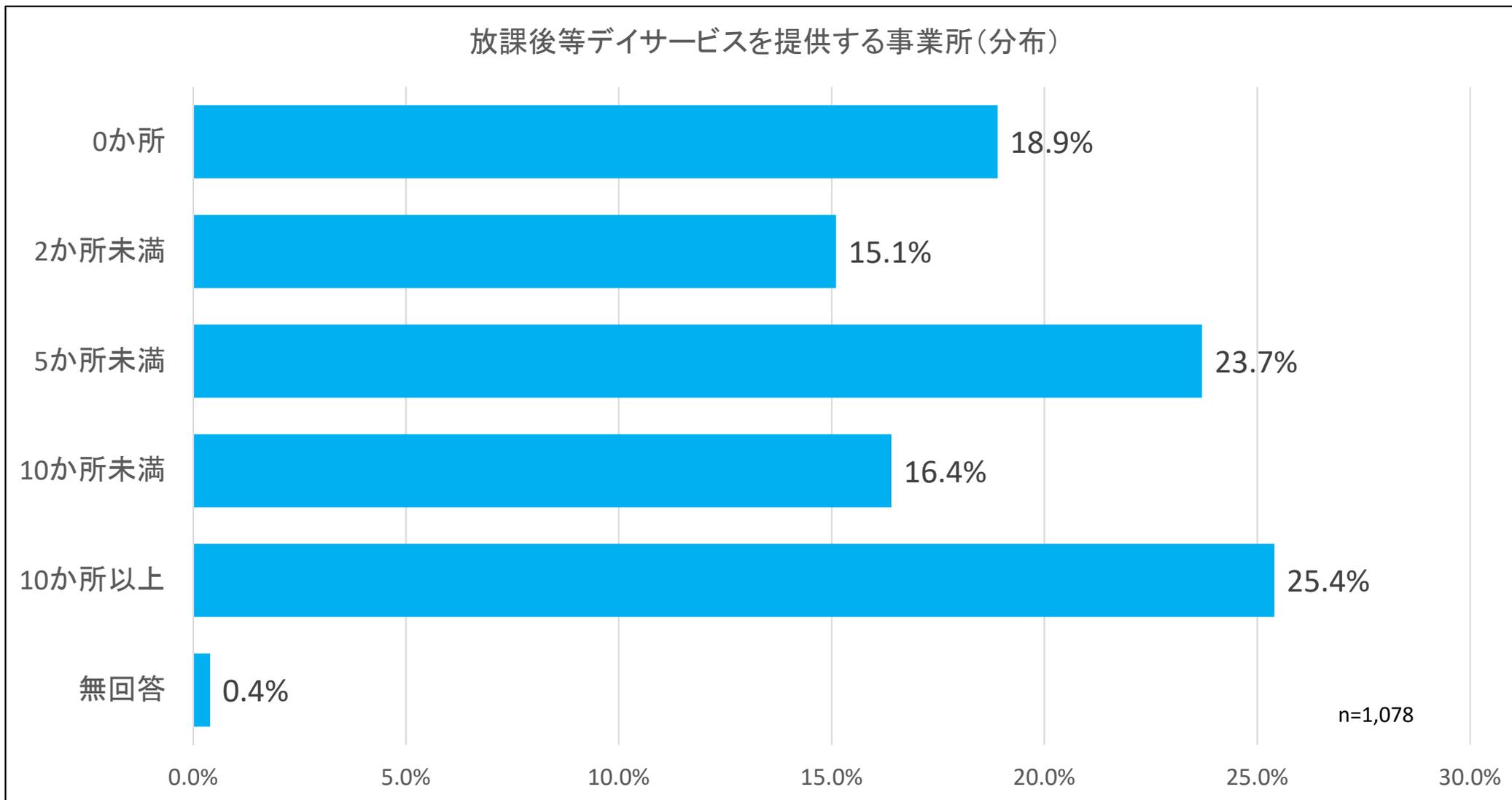
- (一) 利用定員が10人以下の場合 792単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 532単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 412単位

(2) 区分2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 730単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 486単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 376単位

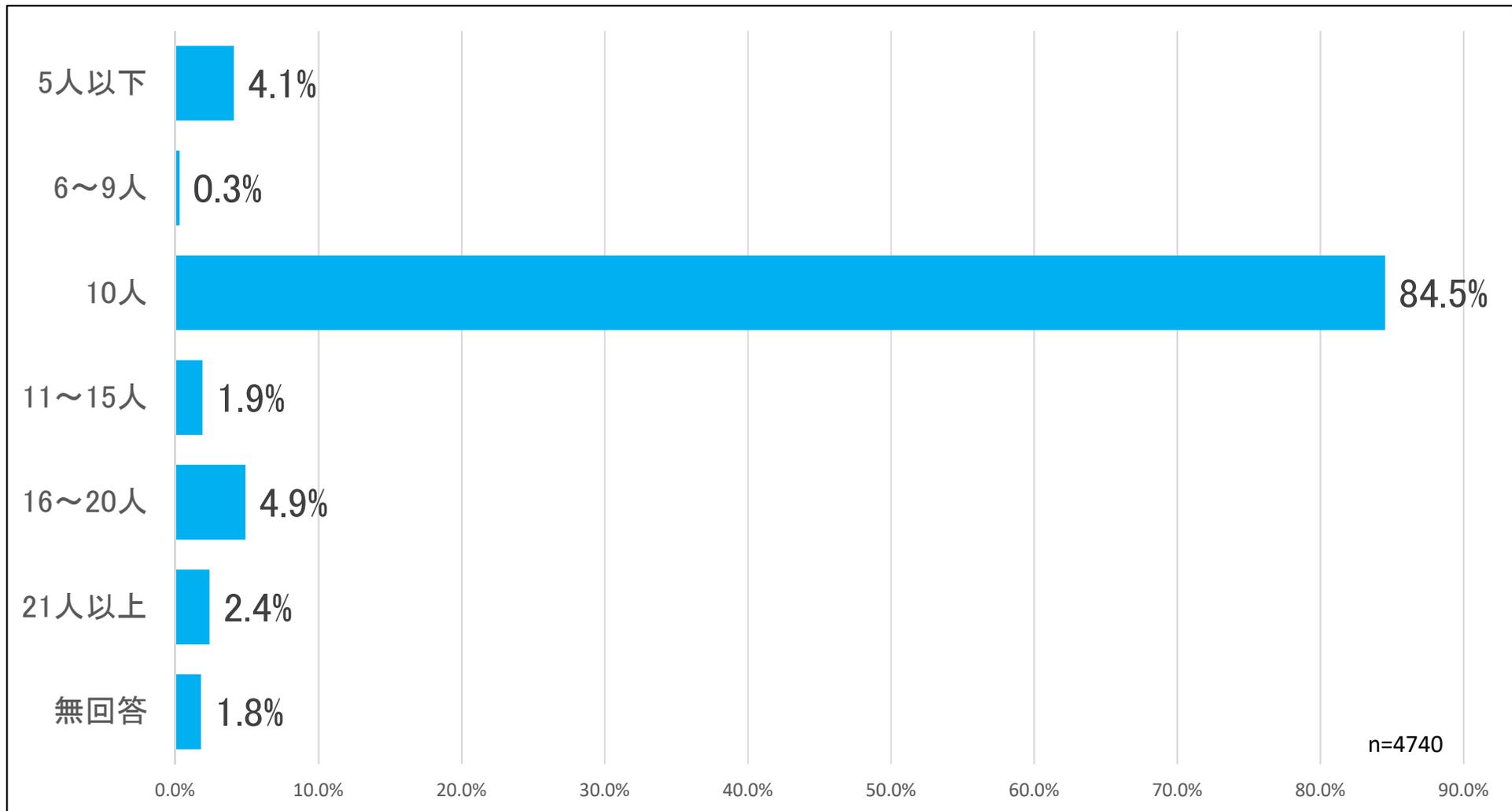
放課後等デイサービスを提供する事業所(自治体調査)

自治体調査において提供する事業所の分布についてみると、「10か所以上」(25.4%)が最も多く、次いで「5か所未満」(23.7%)、「0か所」(18.9%)であった。



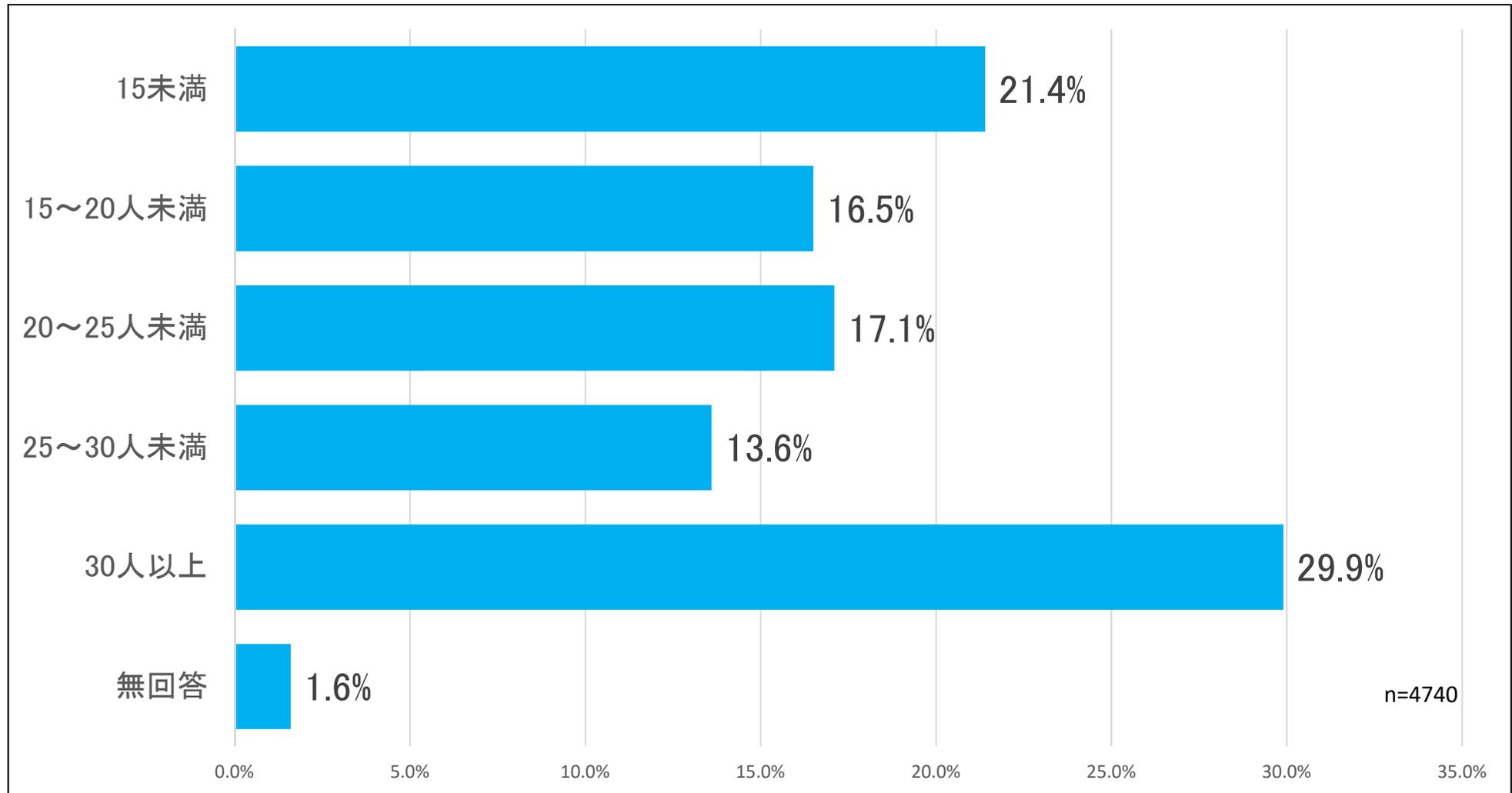
放課後等デイサービスの定員数(事業所調査)

事業所調査において、放課後等デイサービスの定員数についてみると、分布では「10人」(84.5%)が最も多く、次いで「16～20人」(4.9%)であった。



放課後等デイサービスの実利用者数(事業所調査)

令和元年6月の1か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数についてみると、分布では、「30人以上」(29.9%)が最も多く、次いで「15人未満」(21.4%)であった。



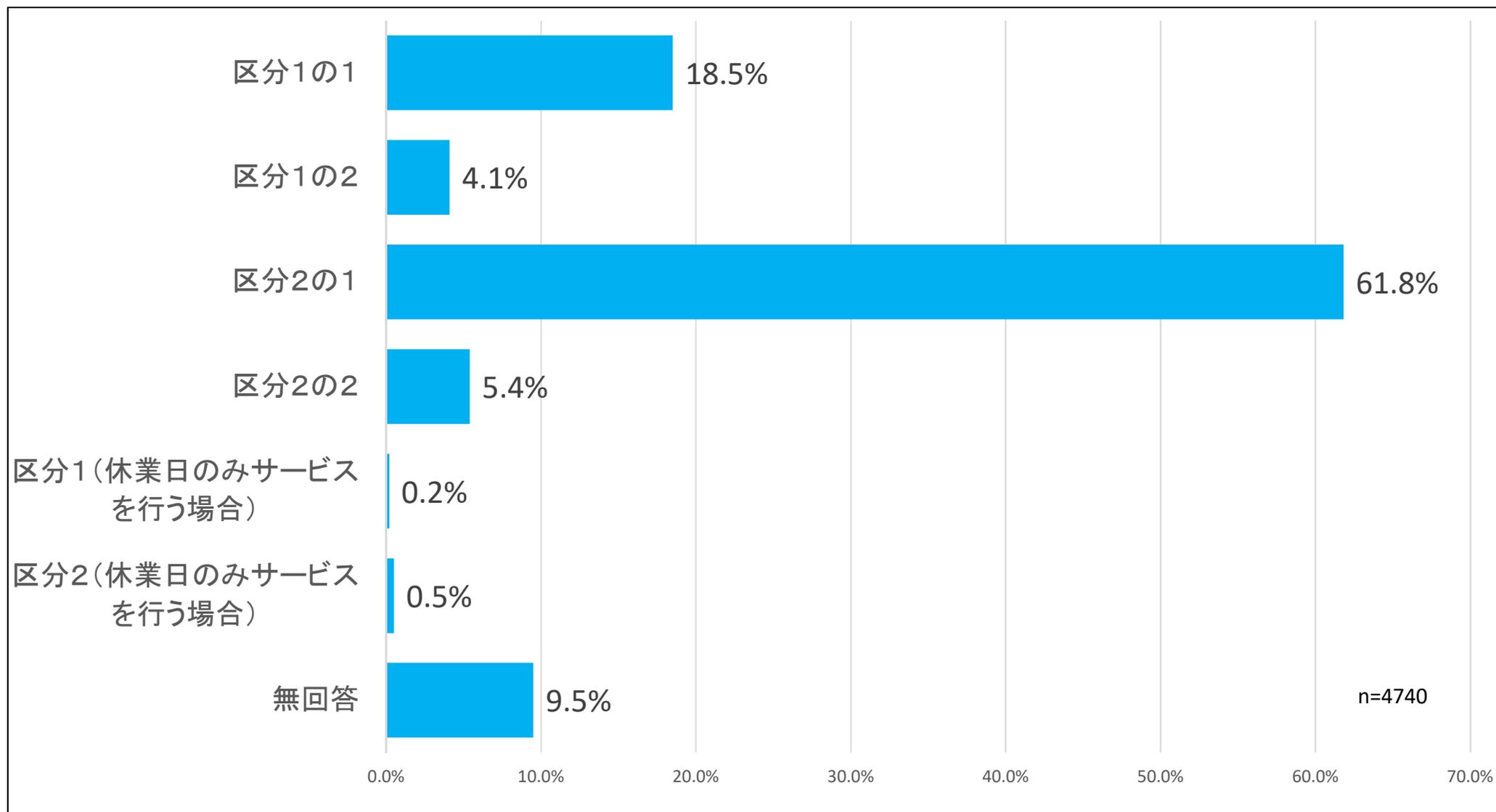
年齢別の実利用者数 (事業所調査)

令和元年6月の1ヶ月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、年齢別の実利用者数についてみると、「小学生」は平均が18.34人、中央値が15.00人、「中学生」は平均が5.15人、中央値が4.00人、「高校生等」は平均が4.20人、中央値が3.00人であった。

	件数	平均	標準偏差	中央値
①小学生	4,509	18.34	16.64	15.00
②中学生	4,042	5.15	5.48	4.00
③高校生等	3,696	4.20	4.83	3.00

出典：厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業 放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する研究 報告書

放課後等デイサービス給付費について該当する報酬区分(事業所調査)



出典:厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業 放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する研究 報告書

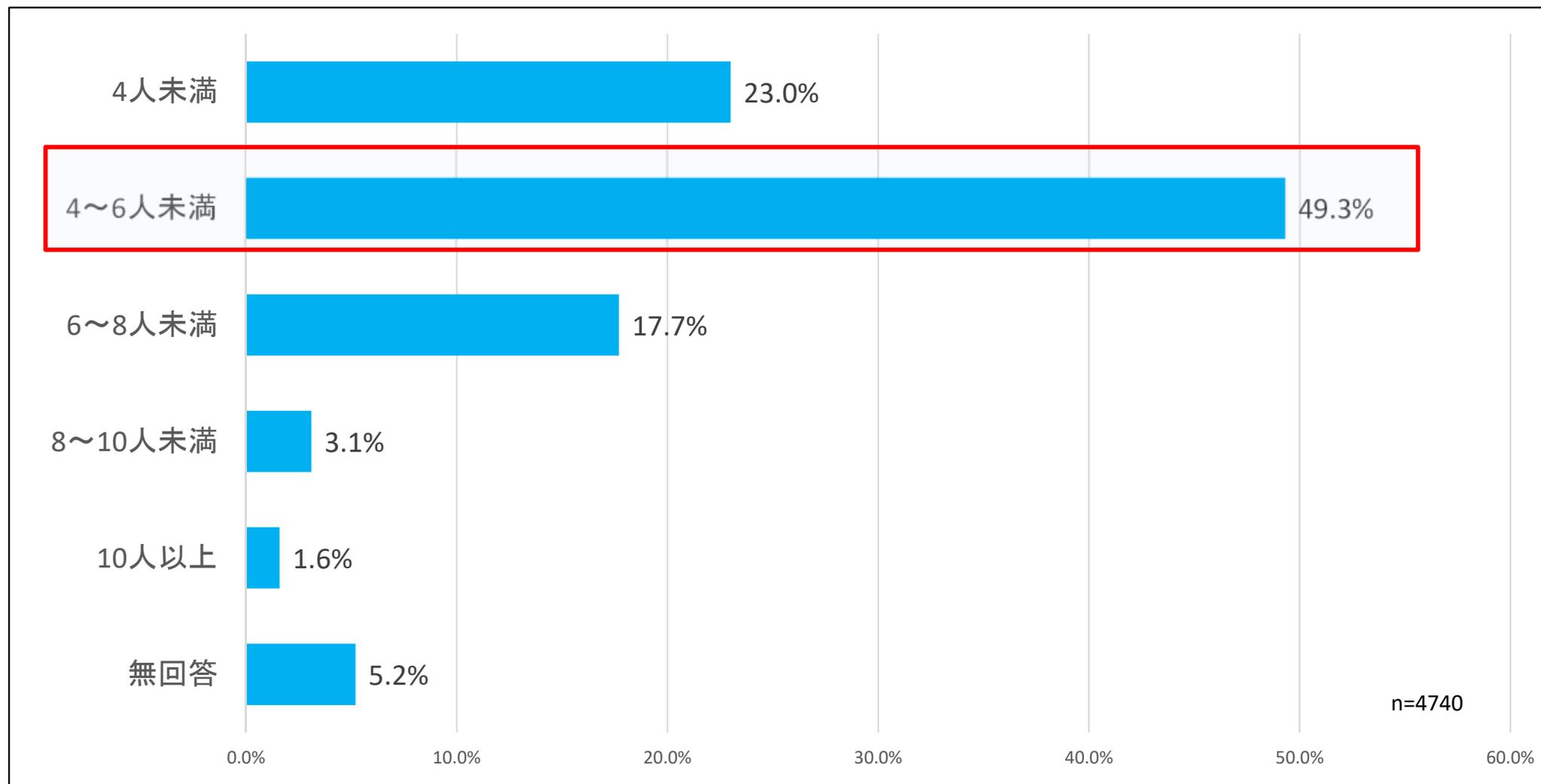
放課後等デイサービス給付費について該当する報酬区分(事業所調査) —運営主体別—

	自治体	社会福祉 協議会	社会福祉 法人	医療法人	営利法人	NPO	その他
区分1の1	14.0%	19.1%	25.0%	14.0%	14.2%	24.7%	19.8%
区分1の2	2.0%	8.5%	3.3%	0.0%	4.4%	3.9%	4.7%
区分2の1	62.0%	55.3%	50.2%	57.9%	67.9%	58.8%	57.3%
区分2の2	16.0%	2.1%	6.9%	3.5%	5.6%	3.4%	4.9%
区分1 (休業日のみサービスを行う場合)	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%
区分2 (休業日のみサービスを行う場合)	0.0%	2.1%	1.5%	3.5%	0.2%	0.4%	0.0%
無回答	6.0%	12.8%	12.8%	21.1%	7.5%	8.8%	12.9%

出典:厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業 放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する研究 報告書

児童に直接支援を行う職員の1日あたり平均従事者数(分布)(事業所調査)

令和元年6月の1か月間における、児童に直接支援を行う職員の1日あたり平均従事者数(実人数)について分布で見ると、「4～6人未満」が49.3%で最も多く、次いで「4人未満」(23.0%)であった。



出典:厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業 放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する研究 報告書

令和元年障害福祉サービス等経営概況調査結果の概要

- 調査の目的 : 障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況等を明らかにし、障害福祉サービス等報酬改定の影響把握のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 調査時期 : 令和元年7～9月（平成29年度、30年度決算を調査）
- 調査対象等
 - ・ 調査対象 全ての障害福祉サービス等
 - ・ 抽出方法 調査対象サービスごとに、層化無作為抽出法により、3.9%～全数で抽出
 - ・ 調査客対数 12,326施設・事業所
 - ・ 有効回答数 5,404施設・事業所（有効回答率：43.8%）
- 調査項目 : 障害福祉サービス等の提供状況、従事者の状況、収支の状況

サービスの種類	平成29年度決算	平成30年度決算	増減	サービスの種類	平成29年度決算	平成30年度決算	増減
訪問系サービス				相談系サービス			
居宅介護	5.7%	4.4%	▲1.3%	計画相談支援	1.1%	▲2.0%	▲3.1%
重度訪問介護	3.2%	3.2%	0.1%	地域移行支援 ※	▲1.4%	0.2%	1.6%
同行援護	3.9%	3.8%	▲0.1%	地域定着支援	▲0.2%	▲0.7%	▲0.5%
行動援護	0.5%	4.9%	4.5%	障害児相談支援	▲4.4%	▲1.9%	2.5%
日中活動系サービス				障害児入所サービス			
短期入所	3.9%	2.2%	▲1.7%	福祉型障害児入所施設	2.9%	▲1.7%	▲4.6%
療養介護	3.3%	1.5%	▲1.8%	医療型障害児入所施設	▲0.2%	3.1%	3.3%
生活介護	7.3%	6.8%	▲0.4%	障害児通所サービス			
施設系・居住系サービス				児童発達支援	2.0%	1.0%	▲0.9%
施設入所支援	3.4%	4.6%	1.2%	医療型児童発達支援 ※	▲1.8%	▲1.1%	2.9%
共同生活援助(介護サービス包括型)	6.4%	10.0%	3.6%	放課後等デイサービス	9.1%	11.0%	1.9%
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.2%	6.4%	4.1%	保育所等訪問支援	▲2.8%	▲1.5%	1.3%
訓練系・就労系サービス				全サービス平均(参考)			
自立訓練(機能訓練) ※	▲1.9%	1.8%	3.7%	全体	3.9%	3.9%	0.0%
自立訓練(生活訓練)	1.1%	2.4%	1.3%				
就労移行支援	3.7%	1.7%	▲2.1%				
就労継続支援A型	5.6%	7.8%	2.2%				
就労継続支援B型	7.5%	4.8%	▲2.7%				

○ 平成30年度からの新たなサービス（別掲）
 平成30年度からの新たなサービスは、調査客体が少なく、大半が年度途中でサービス提供を開始している事業所であるため、年度単位で経営状況の回答を求めている本調査では、正確な把握が困難であった。そのため、以下の調査結果は参考とし、来年度実施予定の経営実態調査にて基礎資料を得ることとする。

平成30年度からの新たなサービス	平成30年度決算
共同生活援助(日中サービス支援型)	16.8%
就労定着支援	▲12.5%
自立生活援助	7.5%
居宅訪問型児童発達支援	▲9.8%

収支差率 = (障害福祉サービス等の収益額 - 障害福祉サービス等の費用額) / 障害福祉サービス等の収益額

- ・ 障害福祉サービス等の収益額は、障害福祉サービス等事業収益、借入金利息補助金収益及び本部からの繰入の合計額
- ・ 障害福祉サービス等の費用額は、障害福祉サービス等事業費用、借入金利息及び本部への繰入の合計額

注1：サービスの種類に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため参考数値として公表している。

注2：重度障害者等包括支援については、有効回答数が極めて少ないため公表の対象外としている。

注3：端数処理の関係で、増減の計算結果が僅かに一致しない場合がある。

放課後等デイサービスガイドラインの主な内容

(平成27年3月2日時点)

総則

- ◆ **ガイドラインの趣旨**
- ◆ **放課後等デイサービスの基本的役割**
子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援
- ◆ **放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動**
基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための指導訓練／創作活動／地域交流／余暇の提供
- ◆ **事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理**

設置者・管理者向け ガイドライン

児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

従業者向け ガイドライン

- ◆ **子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上**
環境・体制整備／P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理／従業者等の知識・技術の向上
放課後等デイサービス計画に基づく適切な支援／関係機関や保護者との連携
- ◆ **子どもと保護者に対する説明責任等**
運営規程の周知／子どもと保護者に対する、支援利用申請時・利用開始時の説明／
保護者に対する相談支援等苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営
- ◆ **緊急時の対応と法令遵守等**
緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等

放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等

保護者等向け 放課後等デイサービス評価表		資料3-2	
チェック項目	はい	どちらか はいいえ	いいえ
①	子どもの活動等のスペースを十分に確保しているか		
②	職員の配置数は適切であるか		
③	事業所の設備等について、スロープや手すりの設置などバリアフリー化の配慮が適切になされているか		
④	子どもと保護者のニーズや課題を定期的に分析した上で、支援計画を作成しているか		
⑤	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか		
⑥	放課後児童クラブや児童館との交流や障害のない子どもと活動する機会があるか		
⑦	支援の内容、利用者負担等について説明があったか		
⑧	日頃から子どもの状況を保護者と会い、子どもの発達の状態や課題で共通理解を持っているか		
⑨	保護者に対して面談や育児に障害等の支援を行っているか		
⑩	父母の会の活動を支援したり等を開催する等により保護者会を支援しているか		
⑪	子どもや保護者からの苦情対応の体制を整備するとともに周知・説明し、苦情が適切かつ適切に対応しているか		
⑫	障害のある子どもや保護者発達や情報伝達のための配慮しているか		
⑬	定期的に会報やホームページや行事予定、連絡体制に関する自己評価の結果を保護者に対して発信しているか		
⑭	個人情報に十分注意し緊急時対応マニュアルを策定し、保護者に知らせるか		
⑮	非常災害の発生に備え、その他必要となる事業所の支援に努めているか		

事業者向け 放課後等デイサービス自己評価表		資料3-3	
チェック項目	はい	どちらか はいいえ	いいえ
①	利用定員が指導員等スペースとの関係で適切であるか		
②	職員配置数は適切であるか		
③	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか		
④	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参加しているか		
⑤	保護者等向け利用者評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者の意向等を把握し、業務改善につなげているか		
⑥	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか		
⑦	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか		
⑧	職員の資力の向上を行うために、研修の機会を確保しているか		
⑨	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を定期的に分析し成しているか		
⑩	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか		
⑪	活動プログラムの立案をチームで行っているか		
⑫	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか		
⑬	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援しているか		
⑭	子どもの状況に応じて、個別活動と集団サービス計画を合わせて放課後等デイサービス計画を作成しているか		
⑮	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか		
⑯	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか		
⑰	日々の支援に際して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか		
⑱	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を評価しているか		

「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成

想定される自己評価の流れ

- ① 保護者へのアンケート調査
- ② 事業所職員による自己評価
- ③ 事業所全体としての自己評価
- ④ 自己評価結果の公表
- ⑤ 支援の改善



平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の際に、放課後等デイサービスガイドラインを活用し、事業者による支援の質の自己評価を行い、障害児の保護者による評価を受け、支援の質の改善を図ることとし、その評価及び改善の内容を公表することを義務づけ

総量規制についての記載(児童福祉法第21条の5の15第5項)

5 都道府県知事は、特定障害児通所支援につき第一項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係る障害児通所支援事業所の所在地を含む区域(第三十三条の二十二第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。)における当該申請に係る種類ごとの指定通所支援の量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定通所支援の必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十一条の五の三第一項の指定をしないことができる。

【論点2】 放課後等デイサービスの対象拡大

現状・課題

- 平成30年地方分権改革推進提案において、放課後等デイサービスの利用対象について、現行の「学校」に加え、専修学校に通う児童を対象とするよう提案が出されている。

- ・児童福祉法第6条の2の2 第4項

4 この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

- ※ 提案自治体等からの意見では、中学卒業後に、高校に進学せずに、専修学校等へ進学した障害児が念頭に置かれており、具体的には、以下のような意見が付されている。

- ・ 障害児の進学先等で、放課後等デイサービスの利用ができないことのないよう、公平に市民対応できるように改善して欲しい
- ・ 中学卒業後に、高校に進学しなかった(できなかった)障害児についても、療育が必要であれば、利用できるようにすべき
- ・ インターナショナルスクール等に在籍する児童で、放課後等デイサービスが利用できなかった事例がある 等

- 提案も踏まえ、令和元年度障害者総合福祉推進事業「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究」における市町村を対象としたアンケートの中で、専修学校・各種学校に対象を広げることにに関する調査を実施(有効回答率61.9%)。

- ・ 中学卒業後、放課後等デイサービスの利用を希望したが、専修学校・各種学校に進学したため、放課後等デイサービスの利用が終了した利用者の有無: 有り1.6%(放課後等デイサービス利用者で中学卒業者のあった自治体n=788のうち、13自治体)

- ・ 中学卒業後、放課後等デイサービスの利用を継続するために、専修学校・各種学校に進学をしなかった利用者の有無: 有り0.3%(放課後等デイサービス利用者で中学卒業者のあった自治体n=788のうち、2自治体)

- ・ 専修学校、各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望がある児童の有無: 有り2.7%(回答自治体n=1078のうち、29自治体)

- ・ 専修学校・各種学校の在籍児童を対象とすべきと回答した市町村: 18.4%(どちらともいえないが69.2%)

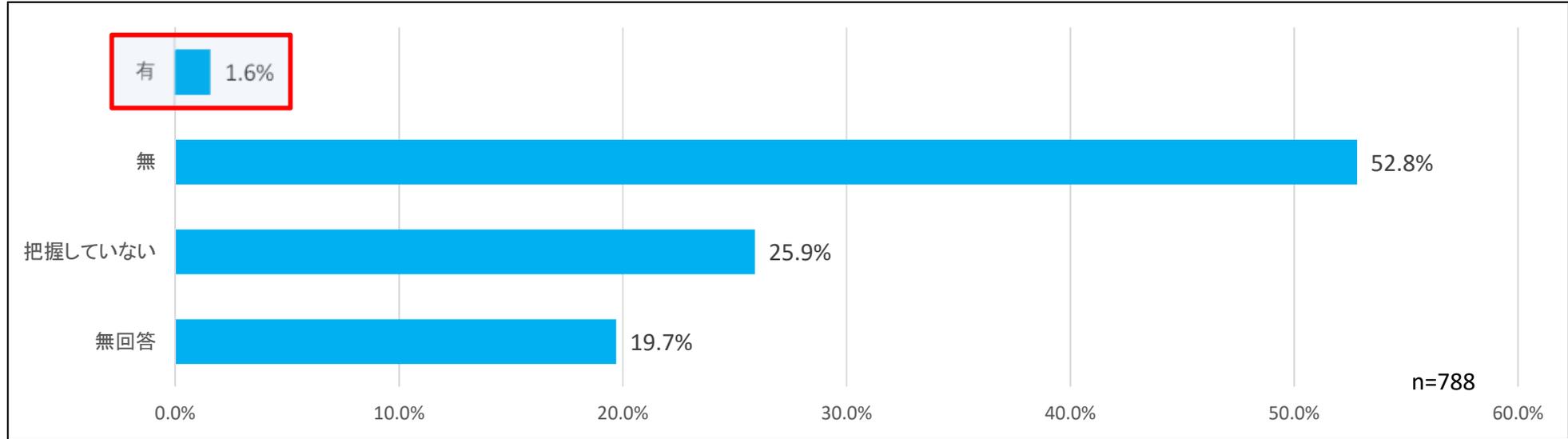
論 点

- 平成30年地方分権改革推進提案を踏まえ、専修学校・各種学校に通う児童を放課後等デイサービスの対象に加えることについて、どう考えるか。

検討の方向性

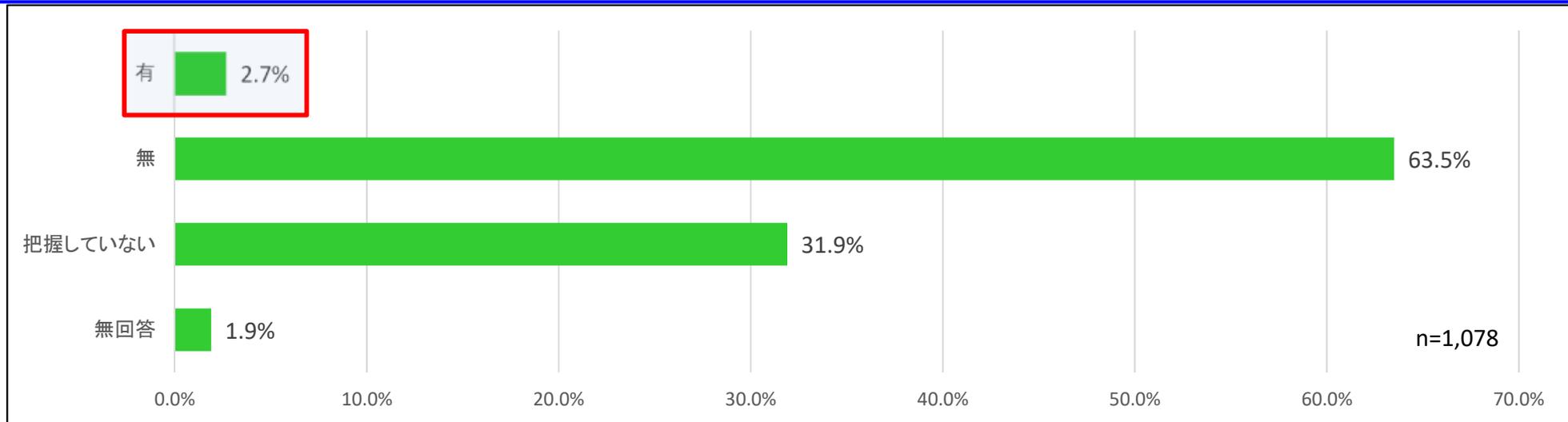
- 提案自治体の意見にもあるとおり、学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わりないと考えられるのではないかと。
一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないかと。
- これらの点や、調査研究の結果も踏まえ、専修学校又は各種学校に通う児童を放課後等デイサービスの対象に加えることについて、どう考えるか。

放課後等デイサービス利用が終結した利用者の有無

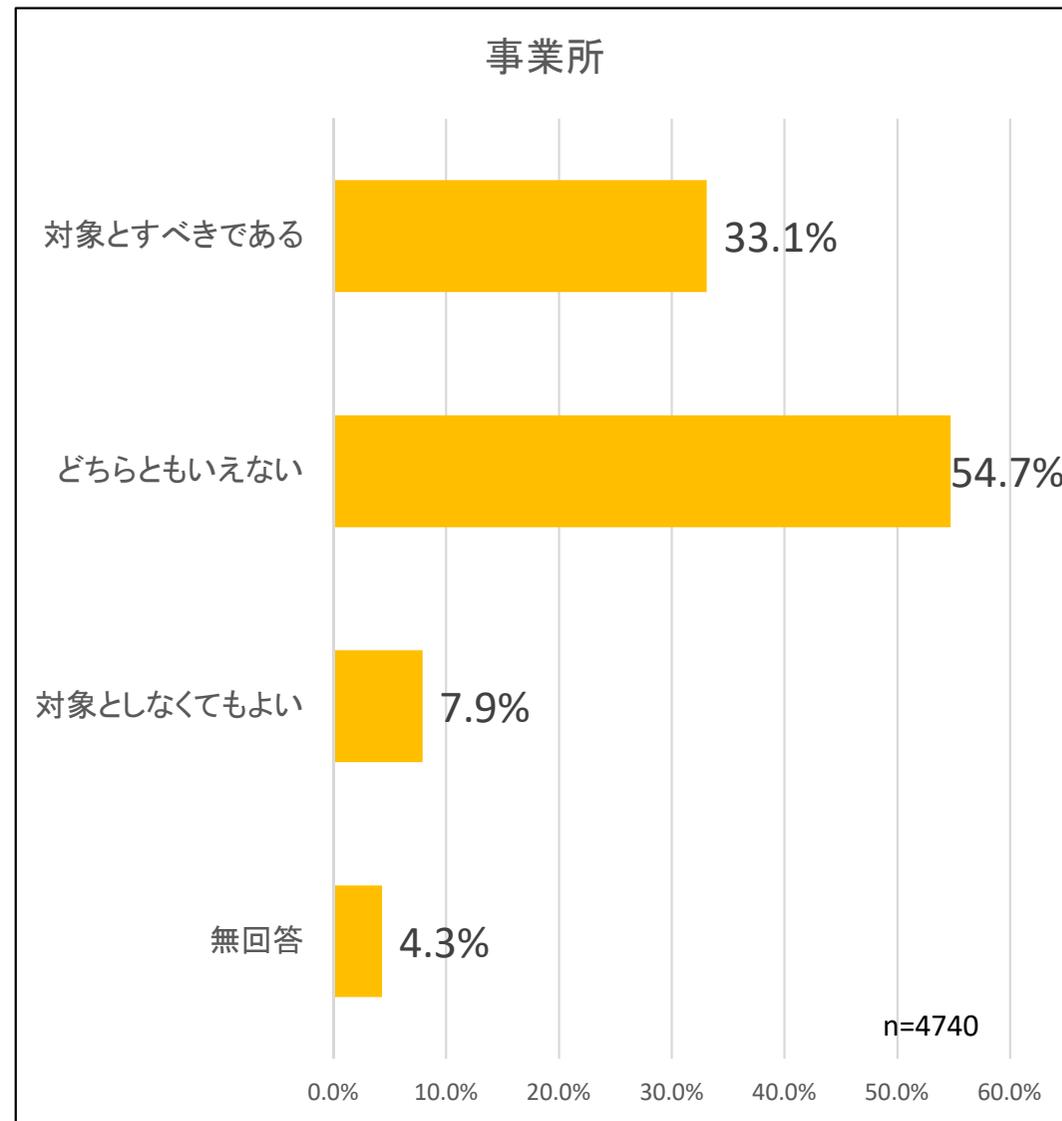
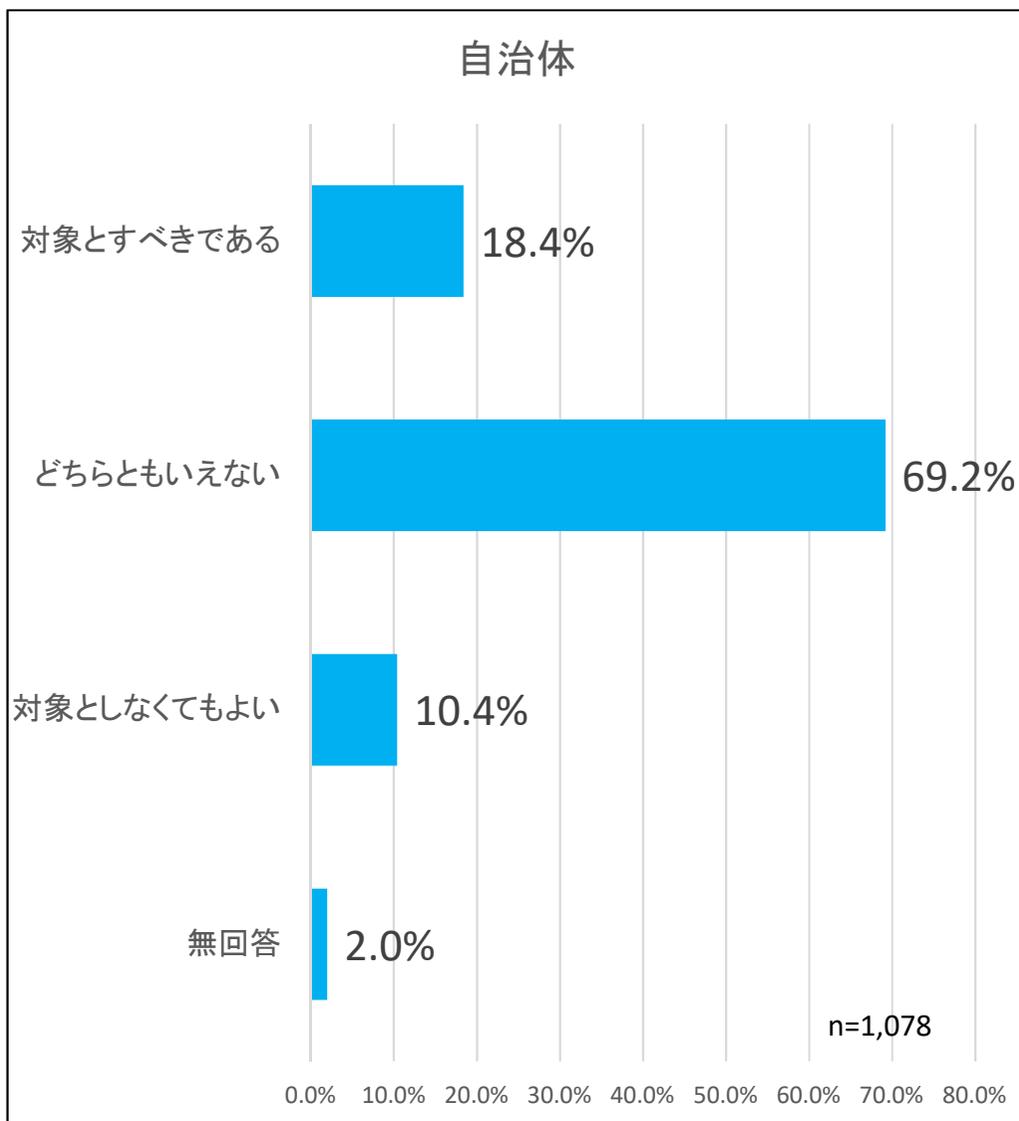


※ 利用者「有り」の自治体が1.6% (13自治体、平均2.54人)、調査有効回答率(61.9%)に基づいて、単純にこのまま専修学校・各種学校に対象を拡大したとすると、財政影響は約8千万円程度(費用ベース)と推計。

専修学校・各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望者がある児童の有無

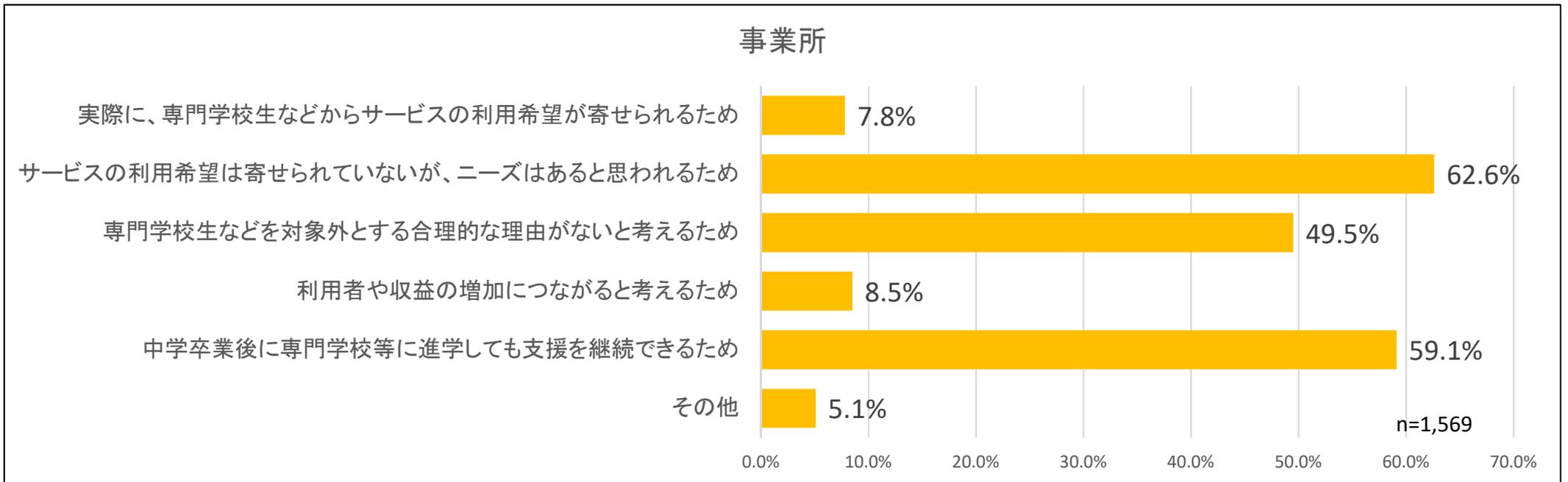
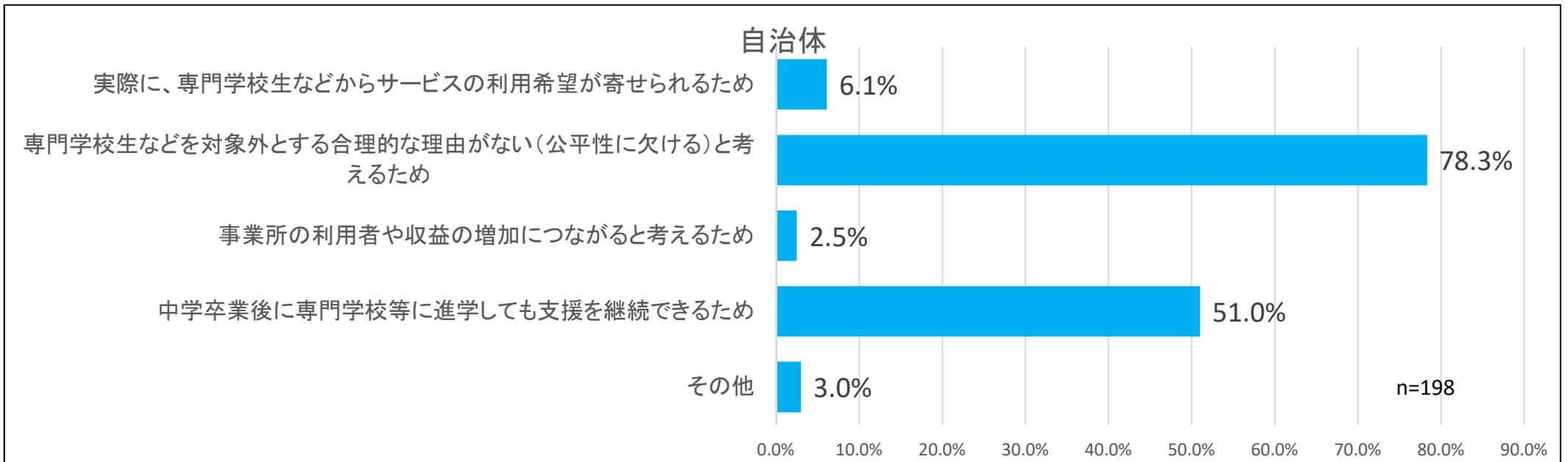


対象となっていない専修学校・各種学校の在籍児童を、 放課後等デイサービスの利用者として



出典:厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業 放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する研究 報告書

専修学校・各種学校を対象とすべきと考える理由（複数回答）



【現状と課題】

- 放課後等デイサービスの対象児童は、児童福祉法第6条の2の2第4項において学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児と定められている。
- 一方で、学校教育法第124条に定める**専修学校**及び同法134条に定める**各種学校**に通う児童は対象外とされている。
- こうした学校に通う障害児が障害児通所支援事業所の利用を希望した場合、放課後等デイサービスは利用できず、児童発達支援を利用しなければならない。
- また、平成30年度の地方分権改革推進提案において、専修学校に通う生徒を放課後等デイサービスの利用対象に加えるよう要望があり、実態を把握した上で2019年度末までに結論を得るとされた。

参考：平成30年度 地方自治体からの提案内容（東大阪市）

現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

平成30年度 地方からの提案等に関する対応方針（抄）（2018年12月25日閣議決定）

放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

専修学校・各種学校における放課後等デイサービスのニーズ調査結果

第99回社会保障審議会障害者部会(R2.3.4) 資料2抜粋

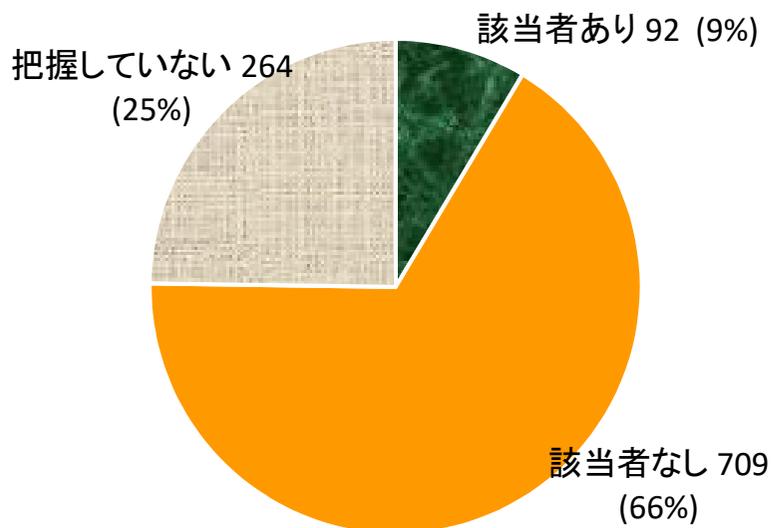
○ 検討に先立ち、専修学校・各種学校に通う児童について、放課後等デイサービスの利用ニーズを把握するため、都道府県及び市区町村に対するアンケート調査を行った。

- ・ 中学校既卒者や高校中退者から障害児支援担当に対して放課後等デイサービス利用の希望を相談した事例について、「あった」と回答した自治体は約9%（暫定値）であった。
- ・ 中学生の放課後等デイサービス利用者が専修学校・各種学校に進学したために放課後等デイサービスの利用を終了した事例について、「あった」と回答した自治体は約2%（暫定値）であった。

▼自治体調査（調査客体数＝1,741自治体(悉皆)）

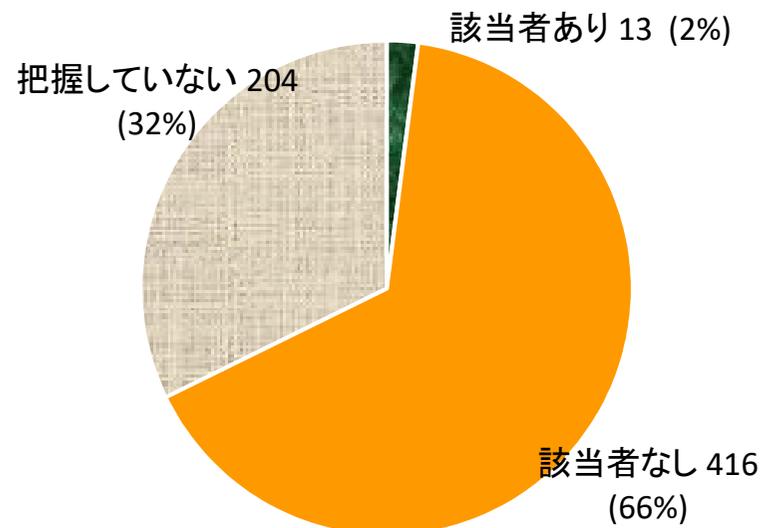
平成30年度1年間に中学校既卒者や高校中退者からの放デイ利用希望を受けたことがある自治体の数

(有効回答数＝1,065)



平成30年3月に中学校を卒業した放デイ利用者がある自治体のうち、「放デイの継続利用を希望していたが専修学校・各種学校に進学したため利用を終了した者」がいた自治体の数

(有効回答数＝633)



※平成30年度地方分権改革推進提案(閣議決定)を踏まえ、その議論に資するために令和元年度推進事業において実施している調査の中から、2019年度末までに結論を出す必要があるため、暫定値としてデータを提供してもらったもの。

- 放課後等デイサービスは
 - ・学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進(障害福祉課資料)
 - ・子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる(放課後等デイサービスガイドライン)

等、学習指導要領に基づく総合的な教育を行う機関としての学校と連動した支援の実施が求められており、単に年齢が高校就学相当であることを理由に一律に利用対象とすることが必ずしも適切とはいえない。
- 一方で、たとえば専修学校制度では、修業年限が3年以上等の要件を満たしたとして文部科学大臣が指定した課程を修了した者は、高等学校卒業者と同様に大学入学資格が得られることとなっており、こうした課程を履修している障害児が、高等学校に通う障害児と同様と考えるといった整理も想定され得る。
- 放課後等デイサービスの利用児童数は平成30年度で20万人を超え、給付費総額も約2,800億円と飛躍的に伸びており、令和2年1月15日に公表された「令和元年度障害福祉サービス等経営概況調査」においても、放課後等デイサービスの収支差率は平成29年度の9.1%から平成30年度の11.0%に増加していることから、質の担保とともに、財政的な影響にも留意する必要がある。
- 翻って今回の調査結果を見ると、中学生の放課後等デイサービス利用者が専修学校・各種学校に進学したために放課後等デイサービスの利用を終了したケースが1件以上あった自治体が2%（暫定値）と、利用ニーズは比較的限られているが、中学校既卒者や高校中退者からの放デイ利用希望が年間1件以上寄せられた自治体が9%（暫定値）は存在することを考えると、対象児童の拡大に伴う財政影響等を考慮せず、報酬改定の議論の枠外で対象拡大の要否について結論を出すことは、放課後等デイサービス全体の報酬のあり方に影響を与える恐れがある。

以上を踏まえ、放課後等デイサービスの利用対象として専修学校に通う児童を新たに追加することについて現時点では困難と暫定的に結論付けたうえで、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスの報酬のあり方全体の中で検討することとしてはどうか。

参考：専修学校・各種学校制度の概要

○ 専修学校は、昭和51年に新しい学校制度として創設された。

学校教育法の中で専修学校は、「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされ、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成している。

専修学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準(専修学校設置基準等)を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置される。

○ 各種学校とは、明治12年の教育令中「学校は小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校、その他各種の学校とする」に始まるといわれており、和洋裁、簿記、珠算、自動車整備、調理・栄養、看護師、保健師、理容、美容、タイプ、英会話、工業などをはじめとする各種の教育施設を含んでいる。

各種学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準(各種学校規程等)を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置される。(例：簿記学校、自動車学校、医療・看護系学校、語学学校、インターナショナル・スクール など)

(文部科学省公表資料を参考に障害福祉課にて作成)

○学校教育法(昭和22年法律第26号)〈抜粋〉

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第124条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

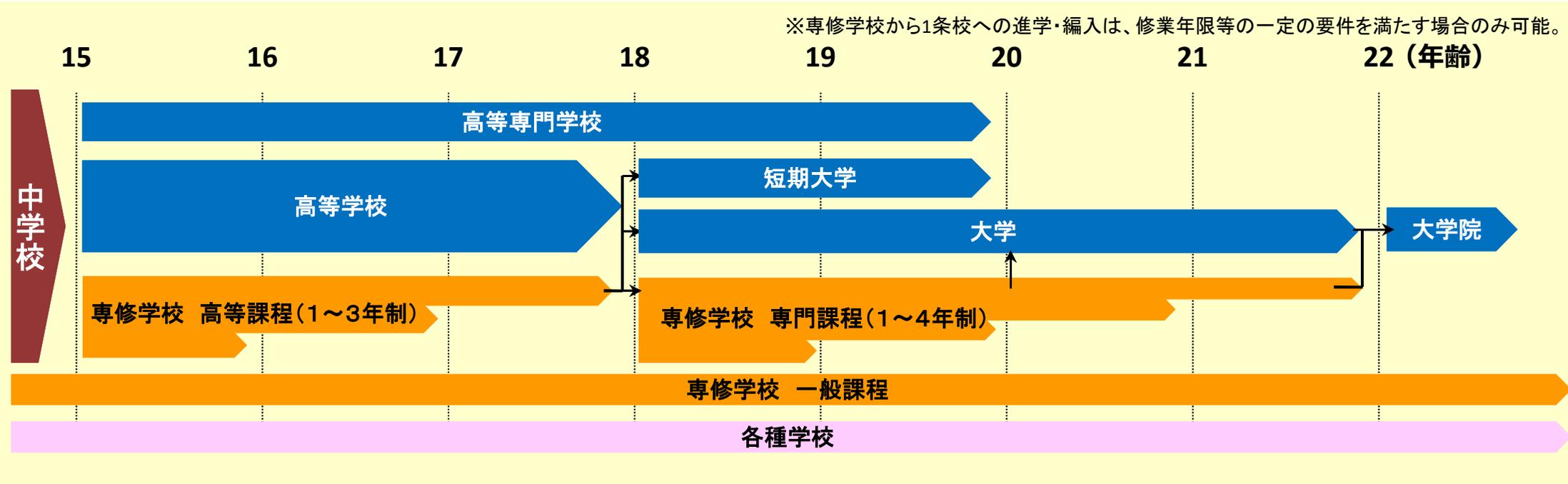
2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第134条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第二百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。

○専修学校・各種学校制度の位置付け



凡例: ▶ 1条校 ▶ 専修学校 ▶ 各種学校

(文部科学省公表資料を参考に障害福祉課にて作成)

○専修学校・各種学校の学校数・生徒数

区分	学校数	生徒数
専修学校	3, 137	659, 693
うち高等課程	408	35, 071
うち専門課程	2, 805	597, 870
うち一般課程	146	26, 752
各種学校	1, 119	116, 920

(出典) 令和元年度学校基本調査(文部科学省)

○専修学校・各種学校の修業年限等

	専修学校	各種学校
修業年限	1年以上	1年以上。簡易に修得することができる技術、技芸等の課程は3月以上1年未満
授業時数	1年間にわたり 昼間学科:800時間以上 夜間学科:450時間以上	1年間にわたり 680時間以上 1年未満の場合にあっては、その修業期間に応じて授業時数を減じて定める
生徒数	教育を受ける者が 常時40人以上	教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適当な数

(文部科学省公表資料を参考に障害福祉課にて作成)

【論点3】 放課後等デイサービスの提供時間等に合わせた報酬単価の設定

現状・課題

- 「令和2年地方分権改革に関する提案募集」において、放課後等デイサービスについて、短時間(30分未満)のサービス提供を行った場合でも長時間の場合と同様に報酬が算定される。このため、制度の趣旨にそぐわない極端な短時間のサービス提供が行われ、個別支援計画に定める質の高いサービスが提供されないおそれがあるとして、実際のサービス提供時間等に合わせた基本報酬単価を設定するよう提案が出されている。

論 点

- 実際のサービス提供時間等に合わせた基本報酬単価を設定することについて、どう考えるか。
- 一方、短時間の支援と長時間の支援のどちらを高く評価すべきかは、一律に判断することができない(※)中で、実際のサービス提供時間の長さに応じて基本報酬単価を設けることについて、どう考えるか。
〔 ※ 長時間生活全般にわたり集団で療育する方法と、短時間で個々の障害児に応じて個別に療育する方法を比較したときに、どちらを高く評価すべきかを判断することは困難。 〕
- 個々の利用者について、実際にサービス提供を受けた時間に応じて報酬を算定することとした場合に、一人一人の実際のサービス提供時間に基づき報酬を請求することになると、請求事務が繁雑になり、事業所の事務負担が増加する点について、どう考えるか。
また、療育の必要性の有無にかかわらず長い時間の支援が増えること等が想定されるが、どう考えるか。

検討の方向性

- 上記の論点も踏まえ、実際のサービス提供時間に合わせて基本報酬を設定することについては、関係者の意見を聞きつつ検討することとしてはどうか。

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合(ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。)

(1) 区分1の1 ←サービス提供時間が3時間以上

- (一) 利用定員が10人以下の場合 660単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 443単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 333単位

(2) 区分1の2 ←サービス提供時間が3時間未満

- (一) 利用定員が10人以下の場合 649単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 433単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 326単位

(3) 区分2の1 ←サービス提供時間が3時間以上

- (一) 利用定員が10人以下の場合 612単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 407単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 306単位

(4) 区分2の2 ←サービス提供時間が3時間未満

- (一) 利用定員が10人以下の場合 599単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 398単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 299単位

ロ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合(ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。)

(1) 区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 792単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 532単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 412単位

(2) 区分2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 730単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 486単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 376単位

ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に行う場合

- (一) 利用定員が5人の場合 1,754単位
- (二) 利用定員が6人の場合 1,466単位
- (三) 利用定員が7人の場合 1,262単位
- (四) 利用定員が8人の場合 1,107単位
- (五) 利用定員が9人の場合 988単位
- (六) 利用定員が10人の場合 892単位
- (七) 利用定員が11人以上の場合 685単位

(2) 休業日に行う場合

- (一) 利用定員が5人の場合 2,036単位
- (二) 利用定員が6人の場合 1,704単位
- (三) 利用定員が7人の場合 1,465単位
- (四) 利用定員が8人の場合 1,287単位
- (五) 利用定員が9人の場合 1,149単位
- (六) 利用定員が10人の場合 1,038単位
- (七) 利用定員が11人以上の場合 809単位

ニ 共生型放課後等デイサービス給付費

- (1) 授業の終了後に行う場合 429単位
- (2) 休業日に行う場合 554単位

ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費

- (1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)
 - (一) 授業の終了後に行う場合 533単位
 - (二) 休業日に行う場合 658単位

(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)

- (一) 授業の終了後に行う場合 429単位
- (二) 休業日に行う場合 554単位

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項〈抜粋〉

求める措置の具体的内容

放課後等デイサービスにおけるサービス提供時間等に合わせた質の向上に資する報酬単位の設定

具体的な支障事例

放課後等デイサービスは、支援が必要な障がい児に対する発達支援を行う事業である。

障がい児が事業所に到着して間もなく保護者が迎えに来て帰宅したというケースや、本人が事業所への入室を拒み玄関先で保護者の迎えを待っていたケースなど、個別支援計画に沿った長時間の支援を提供するには適さない児童による短時間（30分未満）の利用が、複数の事業所で確認されている。障がい福祉サービスの不正受給が全国的にも問題となる中、サービスの質を高めて「障がい児の学童保育」を充実させることが求められている。

しかし、現行の報酬単価の算定においては、利用時間は考慮されない。事業者が、短時間（30分未満）のサービス提供を行った場合でも、長時間の場合と同様に報酬が算定される（1回あたりで算定される。）。

また、平成30年度の報酬見直しにおいて、1日のサービス提供時間が短い事業所に対し「短時間報酬」が設けられたが、そもそも長時間のサービス提供を行う児童もいるため長時間開業している事業所には適応されない。

制度の趣旨にそぐわない極端な短時間のサービス提供では、個別支援計画に定める質の高いサービスが提供されない恐れがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

サービスの提供時間等に合わせた、質の向上に資する基本報酬の単位を設定することにより、事業者による極端な短時間のサービス提供を減少させるとともに、個別支援計画に沿った支援の提供を促し、放課後等デイサービスの充実を図ることができる。

追加共同提案団体（略）及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

○当市においても30分未満の極端に短い支障事例があり、送迎加算も合わせると1万円ほどの報酬になる。

療育の面から考えると必ずしも長時間の支援が良いというわけではなく、また、長時間の支援に対する報酬が高くなることで、必要以上に長時間の預かりが増えることも懸念されるため。

○当市の放課後等デイサービス事業所においても、短時間のサービス提供を行っている事例があると考えられる。

○放課後等デイサービス事業所の中には、1時間に満たない時間割制や個別指導により、1人に対して1～2時間／日のサービス提供を行っているケースがある。利用者個人に対するサービス提供時間が長いほど事業所としてのコストが掛かることから、事業所としてのサービス提供時間に加え、利用者個人へのサービス提供時間に応じた評価とすることで、報酬の適正化を図ることができる。

○障害児通所支援については、事業所の支援の質の問題や、保護者からの苦情等もあるため。また、支援の時間については、長時間と極端に短時間でも1日単位の報酬が請求できる仕組みとなっており、サービスの提供実態に即した報酬水準にすべきと国への要望も出しているため。

○不正受給防止のため、適正な報酬単位の設定は必要であるが、給付費の大幅な増大等が生じないような基準を求める。

○当県内でも、短時間のサービス提供事例があったことが市町村から報告されている。

○放課後等デイサービスの営業時間・サービス提供時間

図表 440 営業時間（平日）

平均値(時間)	児童発達支援 [N=810]	うち児童発達支援センター [N=431]	うち児童発達支援事業所 [N=379]	放課後等デイサービス[N=841]
営業時間	8.6	8.6	8.5	8.2
サービス提供時間	6.2	6.1	6.3	5.1

図表 442 営業時間（土曜日）

平均値(時間)	児童発達支援 [N=333]	うち児童発達支援センター [N=135]	うち児童発達支援事業所 [N=198]	放課後等デイサービス[N=559]
営業時間	8.1	7.8	8.3	8.5
サービス提供時間	6.1	5.5	6.5	6.8

図表 444 営業時間（日祝日）

平均値(時間)	児童発達支援 [N=125]	うち児童発達支援センター [N=22]	うち児童発達支援事業所 [N=103]	放課後等デイサービス[N=279]
営業時間	8.6	8.8	8.5	8.7
サービス提供時間	6.6	6.6	6.5	6.9

【出典】 障害福祉サービス等報酬改定検証調査(令和元年度調査)調査結果報告書
(令和2年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)

【論点4】 放課後等デイサービスの送迎加算

現状・課題

- 平成30年度報酬改定において、放課後等デイサービスの送迎加算については、以下のとおりとされている。
 - ・ 放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう、通知に明記する。
 - ・ 放課後等デイサービスについては、送迎対象者の実態を把握した上で、送迎加算のあり方を検討する。
- 平成30年度に行った実態調査では、平成30年9月における送迎の実態等については次のとおりであった。
 - ・ 放課後等デイサービス事業所のうち、79.3%の事業所が送迎加算を算定していた。
 - ・ 送迎を行っている理由としては、
 - 「利用者本人や家族等からの要望が多いから」 85.3%
 - 「利用者の通所時の安全に不安があるから(事故や犯罪に巻き込まれるなど)」 67.2%
 - 「重度の障害者など、自ら通所が困難な利用者があるから」 57.2%
 - 「公共交通機関が不便で、公共交通機関を利用した通所が難しいから」 43.3%
 - ・ 学校への通学についても、過半数は親等による送迎が行われている。

論 点

- 放課後等デイサービスは、対象が子どもであることから、通所時の安全に不安があることを踏まえた上で、どう考えるか。

検討の方向性

- 放課後等デイサービスの送迎については、対象が子どもであり、実績を見ても知的障害児の利用が多く、通所に当たっての安全面を十分に考慮することが必要であることから、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮をすることなどを再度周知しつつ、今回の報酬改定では送迎加算の現行の枠組を維持することとしてはどうか。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（抜粋）

（平成30年2月5日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

4. 障害福祉サービス等における横断的事項

(4)送迎加算の見直し

- 通所系サービスの送迎加算（Ⅰ）、（Ⅱ）について、自動車維持費等が減少していることから一定の適正化を図る。その上で、生活介護における送迎については、一定の条件を満たす場合（重度者等を送迎した場合）、更に評価する。なお、短期入所については、整備促進、運営強化を図る観点から見直しは行わない。
- 就労継続支援A型における送迎については、雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うという観点から、事業所へは利用者が自ら通うことを基本としていることを改めて徹底する。
- また、放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう、通知に明記する。
- 同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、一定の適正化を図る。

第3 終わりに

- ④ 就労継続支援A型と放課後等デイサービスにおける送迎加算
 - ・ 就労継続支援A型と放課後等デイサービスについては、送迎対象者の実態を把握した上で、送迎加算のあり方を検討する。

【参考】

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）〈抜粋〉

第3 放課後等デイサービス

9 送迎加算

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合 54単位

ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

注1 イについては、就学児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

1の2 イ及び1の注10を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス事業所の看護職員を伴い、喀痰かくたん吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 イ及びロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において行われる指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

◎児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
（平成24年3月30日障発0330第12号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）〈抜粋〉

(26) 運営規程（基準第37条）

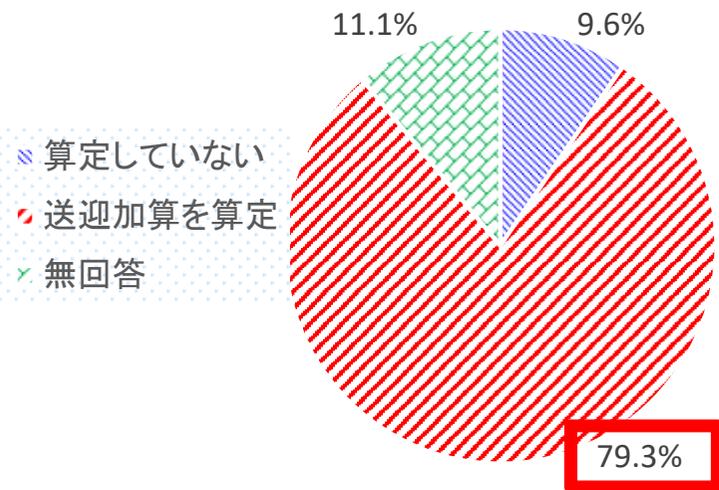
③ 通常の事業の実施地域（第6号）

通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。（以下、他のサービス種類についても同趣旨）

また、障害の程度等により自ら通所することが困難な障害児に対しては、円滑な指定児童発達支援の利用が図られるよう、指定児童発達支援事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があるが、障害児の自立能力の獲得を妨げないようにしなければならないこと。

放課後等デイサービス事業所における送迎加算の状況

送迎加算算定状況



放課後等デイサービスの利用者の状況

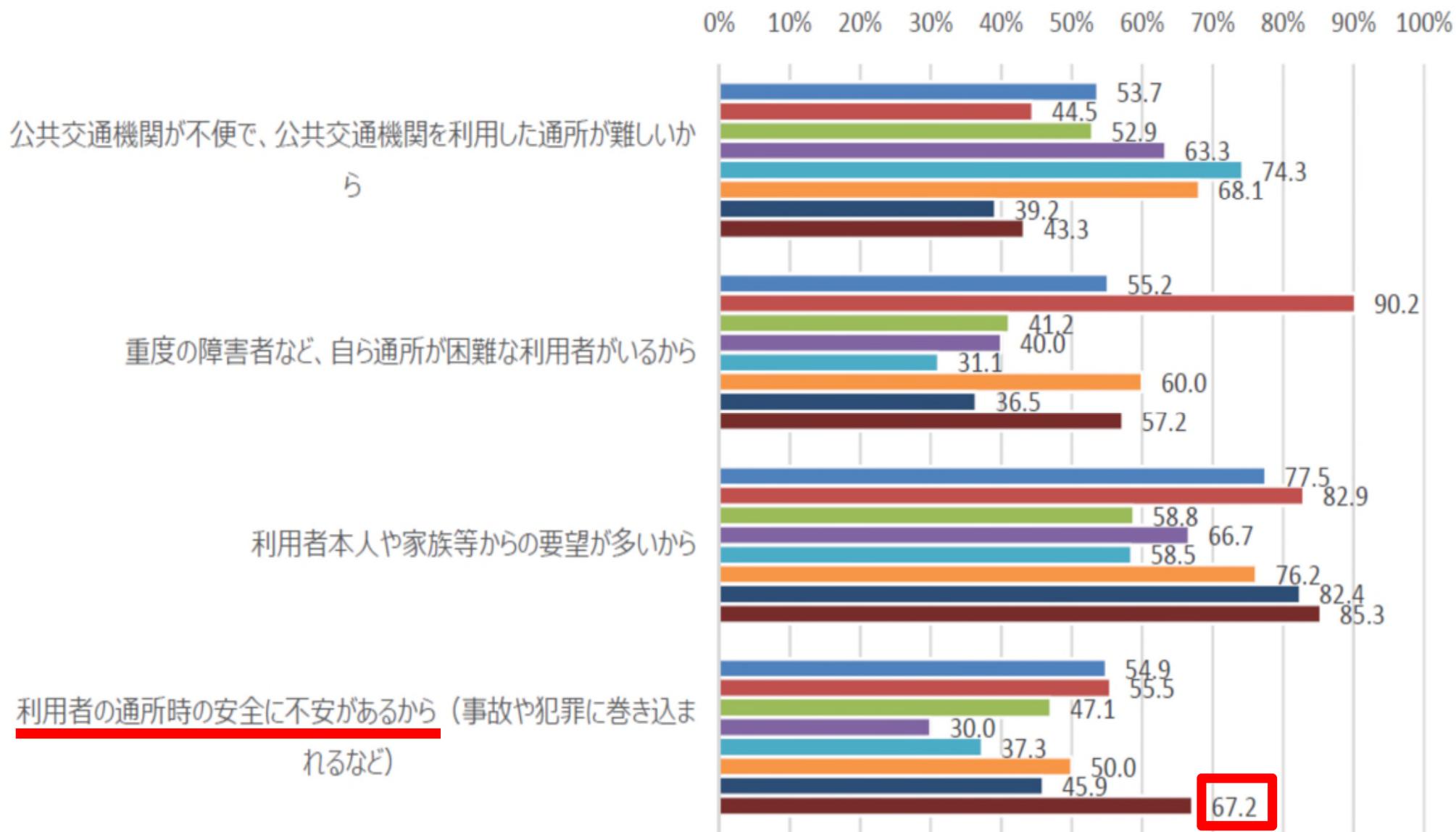
平成30年9月の学年別・学校種別・通所形態別利用者数

放課後等デイサービス [N=495] 平均値			①自分で通所	②事業所が送迎	③その他 (家族が送迎など)
小学生(1~3年)	特別支援学校	人	0.0	2.1	0.3
	特別支援学級	人	0.1	3.1	1.0
	通級指導等	人	0.1	1.3	0.7
小学生(4~6年)	特別支援学校	人	0.1	2.0	0.2
	特別支援学級	人	0.1	2.4	0.6
	通級指導等	人	0.1	0.7	0.3
中学生	特別支援学校	人	0.1	2.8	0.2
	特別支援学級	人	0.2	0.9	0.2
	通級指導等	人	0.1	0.2	0.1
中学校卒以上	中学校卒以上	人	0.2	2.7	0.4

平成30年9月の障害別・通所形態別利用者数

放課後等デイサービス[N=454] 平均値		①自分で通所	②事業所が送迎	③その他 (家族が送迎など)
身体障害	人	0.0	1.9	0.3
知的障害	人	0.9	12.4	2.4
精神障害	人	0.0	0.9	0.3
難病、その他	人	0.5	2.3	1.4
(再掲) 発達障害	人	1.0	7.0	2.4
(再掲) 高次脳機能障害	人	0.0	0.1	0.0

送迎を行っている理由(抜粋)



- 全体[N=1,281]
- 生活介護[N=164]
- 自立訓練(生活訓練)[N=17]
- 就労移行支援[N=30]
- 就労継続支援A型[N=241]
- 就労継続支援B型[N=210]
- 児童発達支援[N=74]
- 放課後等デイサービス[N=545]

平成30年9月の通学形態別利用者実人数

平均値		放課後等デイサービス[N=509]
自分で通学している（送迎なし、集団登校等含む）	人	9.8
家族が送迎している	人	7.3
その他（家族以外の介助者が送迎など）	人	5.6
不明	人	1.1

54.2%

【出典】食事提供体制加算等に関する実態調査（平成30年度障害者総合福祉推進事業）